

日本財団職親プロジェクト要綱

日本財団職親プロジェクト要綱は本プロジェクトに参加にあたって約款に基づき運用の詳細を規定するものである。

なお、本文中「拠点事務等」の称については、大阪矯正管区所管の都道府県に所在する職親プロジェクトに参加する法人・個人を管轄する職親プロジェクト関西事務局 OMOIYARI プロジェクト、東京矯正管区所管の都道府県に所在する職親プロジェクトに参加する法人・個人を管轄する職親プロジェクト関東 YOMIGAERI プロジェクト、九州矯正管区所管の都道府県に所在する職親プロジェクトに参加する法人・個人を管轄する職親プロジェクト九州ヒューマンハーバーそんとく塾、大阪・東京・九州矯正管区以外の矯正管区が所管する都道府県に所在する職親プロジェクトに参加する法人・個人を管轄する本部事務局を総じて称する。

第 1 章 総則

(名称)

第1条

本プロジェクトは、「日本財団職親プロジェクト」と称する。

(目的)

第2条

本プロジェクトは、日本財団、法務省をはじめとする関係省庁、企業、NPO、元受刑者らによる自助組織などとともに、社会全体からの支援を得て、少年院出院者・刑務所出所者(以下「対象者」という)の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、対象者が前向きに生きるため「やり直しの出来る社会」を作ることを目的とする。

(事業)

第3条

本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 一人をみんなで支える仕組づくりを行う。
- 2 就労や住居、教育、仲間作りを含めた包括的な支援を行う。
- 3 その他「誰でもやり直しが出来る社会」を目指した取り組みを行う。

第2章 参加者等

(参加者)

第4条 本プロジェクトは次の各号の参加者により運営される。

- 1 代表
- 2 本部事務局代表
- 3 拠点事務局代表
- 4 支部代表
- 5 職親企業及び職親サポーター
- 6 拠点事務局、支部または日本財団において参加を認められた者

(職親企業の定義)

第5条

職親企業とは、本プロジェクトを構成する以下の要件を全て満たす法人で、拠点事務局等に対し本プロジェクトへの参加を申込み、拠点事務局及び拠点事務局等に設置された幹事会によって承認した法人をいう。

- (1)第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。
- (2)本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。
- (3)職親企業は拠点事務局等が指定する者による第6条にある対象者の就労状況視察を受け入れること。
- (4)協力雇用主に登録していること。
- (5)厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録すること。
- (6)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがないこと。

2. 職親サポーターとは、本プロジェクトを構成する以下の要件を全て満たす法人で、拠点事務局等に対し本プロジェクトへの参加を申込み、拠点事務局及び拠点事務局等に設置された幹事会によって承認した法人及び個人をいう。

- (1)第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。
- (2)本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。
- (3) (3)職親プロジェクトの活動を推進するにあたって、拠点事務局等及び各支部と連携し積極的に活動を行うこと。
- (4)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがないこと。
- (5)職親サポーターのなすべきことについては、職親プロジェクト要綱に従うこと。

(職親企業の参加手続き)

第6条

日本財団職親プロジェクトに参加を希望する法人または個人事業主及び個人は、次のいずれかの条件を満たす場合、参加の申込みができるものとする。

- (1)第3条、第4条、第5条に定める職親企業のうち1年以上経過した職親企業の代表者から本プロジェクト参加に関する、所定の書式による推薦を受けること。
- (2)拠点事務局等または支部が開催する連絡会議にオブザーバーとして2回以上参加の実績があること。
- (3)法人の所在地における就労支援事業者機構及び保護観察所等に対して、保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、刑務所出所者等の採用実績が優れていると認められること。
- (4)第6条1項(1)から(3)のいずれかを満たした上で、拠点事務局等及び支部が求める所定の様式に則り申請を行い、拠点事務局等の幹事会にて承認を得ること。

(職親企業の退会手続き)

第7条

職親企業及び職親参加企業及び職親サポート企業は、所定の手続きにより退会することができる。

- (1)本プロジェクトからの退会を希望する場合は、所属する支部または拠点事務局等へ退会の旨を申請し、支部または拠点事務局等幹事会において承認を受け退会することができる。
- (2)退会の申請を受理し承認を行った支部及び拠点事務局等幹事会は拠点事務局等に報告するとともに本部事務局に退会企業の企業名等を報告する。
- (3)退会を承認された企業職親企業及び職親参加企業及び職親サポート企業は、速やかに参加登録証を拠点事務局等に返却しなければならない。

(職親プロジェクト参加承認取消し)

第8条

職親企業及び職親サポーターが次のいずれかに該当し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されなかった場合、拠点事務局等は拠点事務局等設置の幹事会に報告し協議の上、トップ会議にて承認後、当該職親企業の本プロジェクトへの参加承認を取り消すことができる。なお、法令違反および本部事務局または拠点事務局及び支部長が重大な過失があったと認めた職親企業については、トップ会議の承認を得ずに、事実の確認後拠点事務局の判断にて参加承認を取り消すことができる。ただし、事実の確認においては、客観的事実、当該企業へのヒアリング等を総合的に判断し、必要に応じて専門家への相談の上、参加承認を取り消すものとする

- (1)第4条及び第5条の事項を実施しない場合
- (2)特段の理由なく連絡会議に3回連続で欠席した場合

- (3)対象者を採用した期間の終了日の翌日を起算日としてやむを得ない事情を除いて 1 年以内に一度も求人活動を実施しない場合
- (4)反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者との関わりがあった場合
- (5)職親企業が法令及び公序良俗に反する行為等を行い、拠点事務局等が職親企業として不適当と判断した場合
- (6)追記
- (7)追記
- (6)ハラスメント行為が、確認された場合
- (7)SNS 等において誹謗中傷を行った場合

2. 職親企業及び職親サポーターの参加承認を取り消す場合においては、以下の手続きを行わなければならない。

- (1)取り消し承認後、拠点事務局等は該当職親企業及び職親サポート企業に対し、本プロジェクトへの参加承認取り消しの通告を行わなければならない。
- (2) 本プロジェクトへの参加承認取り消しの通告を受けた職親企業及び職親サポート企業は、通告を受けた後、速やかに参加登録証を拠点事務局等に返却しなければならない。
- (3)支部または拠点事務局等は、参加承認の取り消しになった職親企業及び職親サポート企業の情報を本部事務局に報告しなければならない。

(対象者)

第9条

本プロジェクトの対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 矯正施設に収容されている者のうち、職親企業等により自立、更生の意欲が高いと判断された者。
- (2) 矯正施設初入者(過去に少年院での矯正教育を受けたことがなく、過去に禁錮、懲役に処せられたことがない者)、もしくは犯罪傾向の進んでいない者。
- (3) 次の事項に該当しない者。
 - イ 法定刑に死刑又は無期の懲役・禁錮がある罪を犯した者
 - ロ 薬物事犯者
 - ハ 強制わいせつ、強姦性交等罪、準強制わいせつ事犯者、準強姦性交等罪
 - ニ 満 14 歳未満の者に対して罪を犯した者
 - ホ 過去 5 年以内に、暴力団員や、暴力団や暴力団員の密接な関係者になったことがない者(暴力団や暴力団員の定義は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)による)
- (4) 前3号の要件を満たさない者のうち、前項ホに定める事項に該当しない者については、職

親企業の独自の判断によりこれを雇用することができるものとする。

- (5) 前4号の要件を満たす対象者であっても、拠点事務局等により本プロジェクトへの参加が適当でないと判断された場合、本プロジェクトの対象者となることはできない。
- 2 前項に基づき本プロジェクトの対象者と認められた者を職親企業が採用する場合、職親企業は対象者の情報公開にあたり、対象者の罪状等に鑑み、犯罪被害者やマスメディアへの対応等に留意し、拠点事務局と十分に情報を共有しながら、協議の上、慎重に判断するものとする。
- 3 第1項に定める対象者が第三者に対して損害等を生じさせた場合、拠点事務局、支部及び日本財団は一切の責任を負わないものとする。

第3章 組織

(日本財団職親プロジェクト代表)

第10条

本プロジェクトに代表1名を置く。

- 2 トップ会議の承認を得て、代表の補佐役として副代表を置くこともできる。
3. 代表は本プロジェクトの統括を行う。

(本部事務局)

第11条

本プロジェクトに本部事務局を置く。

- 2 本部事務局に局長を1名置く。
- 3 本部事務局は次の各号に定める業務を所掌する。
 - ① 奨励金等の支給に関する事務
 - ② 拠点事務局の設立に関する事務
 - ③ 拠点事務局の運営支援に関する事務
 - ④ プロジェクト全体の広報に関する事務
 - ⑤ 戦略会議及びトップ会議に関する事務
 - ⑥ その他プロジェクト全体にわたって横断的な対応を要する事務

(拠点事務局)

第12条

本プロジェクトに拠点事務局を置く。

- 2 拠点事務局は法務省矯正局の地方支部局である各矯正管区の所管地域に設置する。
- 3 拠点事務局の代表を1名置く。代表以外の役職については、各拠点の幹事会にて決定し設置することができる。
- 4 拠点事務局の所管地域は当該事務局が拠点を置く地域の矯正管区の所管に準ずる。

- 5 拠点事務局は次の各号に定める業務を所掌する。
 - ① プロジェクト参加企業の拡大及び登録に関する業務
 - ② プロジェクト参加企業の対象者雇用支援に関する業務
 - ③ 支部開設に関する業務
 - ④ 仕事フォーラム等の実施に関する業務
 - ⑤ 連絡会議の開催に関する業務
- 6 その他所管地域全体に亘って横断的な対応を要する業務

(支部)

第 13 条

拠点事務局の地方支部として各県に支部を置く。

- 2 支部は都道府県ごとに設置する。
- 3 支部の代表を1名置く。代表以外の役職については、各支部の協議にて決定し設置することができる。
- 4 支部の所管地域は所在を置く都道府県とする。
- 5 支部は拠点事務局の所掌する業務を、各都道府県において所掌する。
- 6 新規の支部長の選任については、都道府県所属の職親企業及び職親参加企業及び職親サポート企業または拠点事務局等より推薦を受け、拠点事務局等の幹事会による承認及びトップ会議による承認を得た上で選任されるものとする。
- 7 支部長の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。なお再任については、要綱第13条第6項の手続きによって再任されるものとし、再任期は2年間とする。また、再任の回数は制限しないものとする。
- 8 支部は8矯正管区ごとにブロックとしての活動も行う。
- 9 各ブロックには、各ブロックに所属する支部の代表の中よりブロック長を選任する。
- 10 各ブロックは、矯正管区と連携し職親プロジェクトの推進に努める

第4章 会議

(戦略会議)

第 14 条

本プロジェクトを効果的に推進するため、戦略会議を置く。

- 2 戦略会議は日本財団、法務省、職親プロジェクト運営者により構成される。
- 3 戦略会議にて承認された事項について、本プロジェクト運営者はこれを遵守する。

(トップ会議)

第 15 条

戦略会議の下にトップ会議を置く。

- 2 トップ会議は拠点事務局代表、本部事務局代表または日本財団からの請求により開催する。
- 3 トップ会議は本プロジェクト代表、拠点事務局代表及び日本財団の3者により構成される。
- 4 トップ会議において、本プロジェクトの運営方針案を決定する。

(各種会議)

第 16 条

全国支部長会議、経典事務局連絡会議、支部連絡会議、ブロック会議等については、職親プロジェクトの目的、年度目標を踏まえた会議となるように開催しなければならない。

(議事録)

第 17 条

戦略会議及びトップ会議の議事については、本部事務局において議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 当該会議に出席した者のうち第4条第1項第1号から第3号に掲げる者の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録は、その記載事項に相違がない旨、日本財団が確認することとする。

第5章 情報公開

(職親企業及び職親サポート企業の情報)

第 18 条

職親企業及び職親サポーターの事業所名、所在、職種及び代表者名についてはこれを公表する。

(第三者への情報提供)

第 19 条

職親企業及び職親サポーターの前条に定める以外の情報を、第三者へ共有する場合は、当該企業または当該企業の属する拠点事務局代表の承諾を得ることとする。

第6章 その他

(要綱の変更)

第 20 条

この要綱を変更する場合はトップ会議の承認を得なければならない。

(協議事項)

第 21 条

本要綱に定めのない事項又は本要綱について疑義を生じた事項については、代表、拠点事務局代表及び日本財団と協議するものとする。

2023 年 6 月 1 日 制定施行

2024 年 4 月 1 日 改正施行

2026 年 5 月 1 日 改正施行

以上